



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
4月5日
第501号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県水源森林地域保全条例施行規則等の一部を改正する規則 (森林政策課)	1
○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)	3
土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	3
○ 公 告	
自然環境保全協定締結の公告 (自然環境保全課)	4
公共測量実施公告 (監理課)	5
公共測量終了公告 (監理課)	5
一般競争入札の公告 (びわこポートレース局)	5
落札者決定の公告 (下水道課)	7
随意契約の相手方決定の公告 (下水道課)	7
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (東近江)	8
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (湖東)	8
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (湖東)	8
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (湖北)	9
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員就任公告 (湖東)	9
土地改良区定款変更認可公告 (東近江)	9
○ 公安委員会公告	
技能検定員審査および教習指導員審査実施公告 (運転免許課)	9

規 則

滋賀県水源森林地域保全条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第39号

滋賀県水源森林地域保全条例施行規則等の一部を改正する規則

(滋賀県水源森林地域保全条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- 滋賀県水源森林地域保全条例施行規則 (平成27年滋賀県規則第29号) 第10条第2項第1号オ
- 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則 (平成18年滋賀県規則第66号) 第4条第3号から第5号まで
- 滋賀県立自然公園条例施行規則 (昭和41年滋賀県規則第13号) 第25条第8号の2および第26号の2 (滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例施行規則(平成4年滋賀県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別表第4第1項第2号カ中「漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(滋賀県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第3条 滋賀県自然環境保全条例施行規則(昭和49年滋賀県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第3号カ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改める。

別表第3第1項第4号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同項第5号および同表第7項第6号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表第9項第1号中「第63条第1号」を「第63条第1項第1号」に改める。

(ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則(平成19年滋賀県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第140号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ケアコネクション訪問介護事業所	守山市守山六丁目8番9号	株式会社care piece 代表取締役 猪口裕太	守山市守山六丁目8番9号	訪問介護	令和6.4.1	2570701223

滋賀県告示第141号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションきあら。	守山市吉身二丁目6番26号	株式会社絆愛 代表取締役 今井淳	守山市吉身二丁目6番26号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.4.1	2560790210
ケアコネクション訪問看護事業所	守山市守山六丁目8番9号	株式会社care piece 代表取締役 猪口裕太	守山市守山六丁目8番9号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.4.1	2560790228

		太			
--	--	---	--	--	--

滋賀県告示第142号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
児童発達支援ドリームHARIMADA	守山市播磨田町387番5	合同会社ミライ	守山市水保町1133-1	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和6.4.1	2550700393
児童発達支援・放課後等デイサービスエンジェル守山II勝部	守山市勝部三丁目13-27	合同会社Risese	守山市播磨田町3028-1	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和6.4.1	2550700401
湖南省通所支援センター	湖南省石部中央一丁目1番3号	湖南省	湖南省中央一丁目1番地	児童発達支援(センター)	令和6.4.1	2552300028

滋賀県告示第143号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。
令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 起業者の名称 甲賀市
 - 2 事業の種類 (仮称) 甲賀市柏木コミュニティセンター整備事業(柏木コミュニティセンター・水口方面隊第3分団第5班消防車庫・詰所)
 - 3 起業地
 - (1) 収用の部分 甲賀市水口町北脇字笹原地内
 - (2) 使用の部分 なし
 - 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - (1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について

申請に係る(仮称)甲賀市柏木コミュニティセンター整備事業(柏木コミュニティセンター・水口方面隊第3分団第5班消防車庫・詰所)(以下「本件事業」という。)は、甲賀市が実施するコミュニティ施設・地域拠点施設の整備事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設整備事業および第19号に掲げる消防の用に供する施設整備事業に該当するものである。

したがって、本件事業は、法第3条第32号および第19号に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について 本件事業の起業者である甲賀市は、本件事業にかかる経費のうち、用地取得およびコミュニティセンター改修のための建設費などの必要経費は、合併特別事業債および市単費で執行することについて令和5年3月甲賀市議会定例会以降の各議会において議決を得ている。また、令和6年度分についても予算措置をすることを確約している。
- したがって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
- 以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- (3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益 現柏木公民館は、「甲賀市地域防災計画(令和5年7月改定)」により、市内95箇所

に設置される指定避難所であるが、築49年となり老朽化が進んでいる。耐震性能の向上および消防車庫・詰所の拡充を行うことにより、災害時にも的確に対応することができる地域の防災拠点としての機能を高める。

現公民館2階の集会室を利用する際は、階段を上り下りする必要があるなど、高齢者や障がいのある方をはじめ利用者にとっては活動がしづらい状況が課題となっている。今回2階建ての建物を平屋の施設に建て替え、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した設計による施設整備をすることにより、地域住民をはじめ多くの市民が利用する、まちづくりにかかわる人材の発掘等地域交流の居場所として施設の活用が図れる。

現公民館利用者の交通手段は、主に自家用車の比率が高いことや、近隣に駐車できる施設がないことも駐車場不足の原因となっている。駐車場不足の課題を解決するため、隣接する土地を収用し、駐車台数を16台から76台まで増やす計画となっている。これにより駐車場不足の解消および公民館利用者の利便性の向上を図る。

上記の機能を整備することにより、コミュニティセンターを拠点とした住民主体によるまちづくりの活動を促進し、地域住民の相互交流、社会福祉、防災等の総合的な地域活動および市民の生活に即する教育、学術および文化に関する各種事業を推進するものである。

したがって、本事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)または滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)等による環境影響評価の対象事業ではないが、現地視認および文献調査を行った結果、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による「保護のため特別の措置を講ずべき動植物」は見受けられなかった。

以上により、本事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益よりも多大である。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本事業の計画に当たっては、現施設敷地と一体的に土地利用が図れ、必要となる起業用地の面積が確保できる候補地を選定し、社会的、技術的、経済的な視点から各候補地の属性について比較し、評価検討を行い、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであり、申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号(公益上の必要性)の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 改築を計画している柏木公民館は、昭和49年(1974年)に建設された施設で、建設されてから49年が経過し、老朽化も進んでいることから、安全で利用しやすい施設の整備を進めていくことが急務となっている。また、災害時には地域の災害対策の拠点となる施設だが、駐車場スペースが狭いことから、災害時の拠点施設として機能を十分に果たせないことも考えられる。

したがって、本事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 甲賀市総合政策部市民活動推進課

公 告

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり令和6年3月28日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 事業者の名称 戸田建設株式会社 代表取締役 大谷清介および株式会社ミナミリアルティパートナーズ 代表

取締役 相原道廣

2 事業目的 工業団地の建設

3 事業区域 栗東市小野96番5、96番10、96番21、96番23、96番24、96番25、104番5、112番1、112番4、113番1、115番1、116番3、134番1、134番4、134番5、135番1、135番4、135番5、136番1、136番2、136番4、136番5、136番6、136番7、136番8、138番1、138番2、138番8、138番9、139番1、139番2、140番1、140番2、140番5、140番6、140番8、141番、142番2、144番1、144番2、145番1、145番および147番

4 事業面積 52,598.07㎡

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量)

2 作業の地域 米原市梓河内

3 作業の期間 令和6年1月11日から令和6年5月10日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準点測量)

2 作業の地域 野洲市堤

3 作業の終了日 令和6年3月11日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、多賀町長 久保 久良から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(航空写真測量)

2 作業の地域 多賀町全域

3 作業の終了日 令和6年3月21日

一般競争入札の公告

令和6年度ボートレースびわこ公式YouTubeチャンネルライブ配信業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6および第167条の10の2の規定により公告する。

令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 契約業務名および数量 令和6年度ボートレースびわこ公式YouTubeチャンネルライブ配信業務 一式
- (2) 契約業務の内容等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 びわこモーターボート競走場 大津市茶が崎1番1号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類:役務 中分類:イベントまたは映像・音声情報製作

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 過去5年間においてYouTubeチャンネルを活用した配信実績が1つ以上あること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札説明書において示す入札参加資格確認申請書

イ 過去5年間においてYouTubeチャンネルを活用した配信実績が1つ以上あることを証する書類

(2) 提出期限 令和6年4月22日(月)17時

(3) 提出場所 滋賀県総務部びわこボートレース局(びわこモーターボート競走場内) 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所ならびに問合せ先 滋賀県総務部びわこボートレース局(びわこモーターボート競走場内) 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122 電子メールアドレス bl00@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和6年4月5日(金)から令和6年5月6日(月)までの9時から17時まで(最終日は12時まで)

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付は行わない。なお、電子メールによる交付も希望に応じて行う。電子メールによる交付を希望する場合は、メール表題を「令和6年度ボートレースびわこ公式YouTubeチャンネルライブ配信業務に係る資料の交付請求」とし、メール本文に法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびに交付先の電子メールアドレスを記載した電子メールを(1)に示す問合せ先に送付の上、電話で連絡すること。

(4) 入札説明会の日時および場所 令和6年4月15日(月)14時 びわこモーターボート競走場内5階小会議室(大津市茶が崎1番1号)

(5) 入札書および提案書の受領期限 令和6年5月6日(月)12時

(6) 入札書および提案書の提出方法 持参または郵送(簡易書留に限る。)による。郵送による場合、入札書に記載する入札日は、公告日から(5)に示す入札書および提案書の受領期限までの日付を記入すること。

(7) 開札の日時および場所 令和6年5月6日(月)15時 びわこモーターボート競走場内5階小会議室

(8) 対面評価 令和6年5月10日(金)に対面による評価検討会を設定する。実施日程について連絡を行うので、該当する入札参加者は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。

(9) 落札者の決定 令和6年5月15日(水)(予定)。(8)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、入札参加者は、入札書とともに本業務に係る提案書を提出しなければならない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行ったもののうち、令和6年度ボートレースびわこ公式YouTubeチャンネルライブ配信業務委託に係る落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点(以下「技術点」という。)に入札価格による評価点(以下「価格点」という。)を加算した評価点(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。
- なお、総合評価点の構成は、次のとおりとする。
- 総合評価点(200点満点) = 価格点(70点満点) + 技術点(130点満点)
- 10 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 11 その他必要事項
- (1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札書および提案書の提出前または提出と同時に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、再度の入札は行わない。
 - (3) 一度提出した入札書および提案書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。
 - (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
 - (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
 - (7) その他詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of the services required : Live Broadcasting of Boat Race Biwako official Youtube channel
 - (2) Deadline for tender : 12 : 00 (JST), May 6th, 2024
 - (3) For further information, contact : Boat Race Biwako Bureau, Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, located at 1-1 Chagasaki, Otsu city, Shiga 520-0023, Japan TEL +81-77-522-1122

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和5年度第G S 55-15号琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和6年2月2日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社神鋼環境ソリューション大阪支社 支社長 野村英亮 大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号 御堂筋三井ビル
- 5 落札金額(消費税および地方消費税込み) 2,464,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年12月19日(火)

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続

の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和5年度第GE55-16号琵琶湖流域下水道東北部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4213
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年2月2日(金)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 メタウォーターサービス株式会社 事業推進本部西日本営業部 部長 鬼頭伸郎 大阪府大阪市北区小松原町2番4号 大阪富国生命ビル
- 5 随意契約に係る契約金額(消費税および地方消費税込み) 1,015,410,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年12月19日(火)
- 8 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月5日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
COCOKARA CARE訪問看護リハビリテーション	近江八幡市鷹飼町564-109	COCOKARA HEALTH PROMOTION合同会社 代表社員 普光江祐次	近江八幡市鷹飼町564番地	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.4.1	2560490126

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年4月5日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ハッピーフィットネスひこね	彦根市平田町289-6	株式会社岡建産 代表取締役 岡謙二	彦根市南川瀬町1400-11	通所介護	2570201257	令和6.3.5

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第7号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月5日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション悠ライフ彦根	彦根市後三条町289	株式会社カインドライフ 代表取締役 松尾将典	岐阜県岐阜市月ノ会町一丁目12番地30	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.4.1	2560290310

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月5日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
居宅介護事業所「Be」	長浜市南浜町431番地	一般社団法人dayS	長浜市南浜町431番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	令和6.4.1	2510300854

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、犬上川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年4月5日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉永富彦

理事および監事の別	氏名	住所
理事	寺本純二	犬上郡甲良町大字長寺676番地1

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上平木町土地改良区の定款の変更は、令和6年3月27日に認可した。

令和6年4月5日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

公安委員会公告

技能検定員審査および教習指導員審査実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査および同法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和6年4月5日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

- 1 審査の種類 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条各号に規定する技能検定員審査および同規則第10条第1項各号に規定する教習指導員審査

2 審査の実施日

(1) 第1回

筆記審査 令和6年6月12日(水)

実技審査 令和6年6月12日(水)から同年7月3日(水)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、滋賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の指定する日

(2) 第2回

筆記審査 令和6年8月21日(水)

実技審査 令和6年8月21日(水)から同年9月9日(月)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

(3) 第3回

筆記審査 令和6年10月30日(水)

実技審査 令和6年10月30日(水)から同年11月14日(木)までの日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

3 審査の場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

4 審査の対象者

(1) 技能検定員審査

ア 新たに技能検定員審査を受けようとする者

イ 技能検定員資格者証の交付を受けた者で、当該技能検定員資格者証に係る種類以外の種類の技能検定員審査を受けようとするもの

(2) 教習指導員審査

ア 新たに教習指導員審査を受けようとする者

イ 教習指導員資格者証の交付を受けた者で、当該教習指導員資格者証に係る種類以外の種類の教習指導員審査を受けようとするもの

5 審査申請の手続

(1) 申請の方法 所定の申請書に必要事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽(受審者が宗教または医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをいう。以下同じ。)を貼付の上、次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれに定める運転免許証等またはその写しを添えて、(2)の提出先に持参すること。なお、郵送により申請する場合は、必要事項を記入し、写真を貼付した申請書および運転免許証等の写しを簡易書留または特定記録郵便により、(2)の提出先に送付すること。

ア 技能検定員審査

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許もしくは普通自動車免許または大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許もしくはけん引免許(以下「特定第一種運転免許」という。)に係る技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証

(イ) 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証(大型)

(ロ) 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証(中型)

(ハ) 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証(普通)

イ 教習指導員審査

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許もしくは普通自動車免許または特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証

(イ) 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証(大型)

(ロ) 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証(中型)

(ハ) 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通

自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証(普通)

(2) 申請書の提出先 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請書の添付書類等 技能検定員審査等に関する規則第17条または附則第3条の規定により審査細目の一部が免除されることとなる者は、技能検定員等資格者証の写しその他免除の対象者に該当することを証する書面を申請書に添付すること。

(4) 審査手数料の納付 次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれに定める額の審査手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。

ア 技能検定員審査

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 23,400円(審査細目の一部が免除される者については、23,400円から滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)別表第7(以下「別表第7」という。)の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(イ) 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 19,500円(審査細目の一部が免除される者については、19,500円から別表第7の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(ロ) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 14,700円(審査細目の一部が免除される者については、14,700円から別表第7の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(ハ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 21,500円(審査細目の一部が免除される者については、21,500円から別表第7の注2または注3に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

イ 教習指導員審査

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 14,550円(審査細目の一部が免除される者については、14,550円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(イ) 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 11,850円(審査細目の一部が免除される者については、11,850円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(ロ) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 9,650円(審査細目の一部が免除される者については、9,650円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(ハ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 12,450円(審査細目の一部が免除される者については、12,450円から別表第7の注5または注6に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(5) 申請の受付日時

ア 第1回の審査 令和6年5月21日(火)から同月29日(水)までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 第2回の審査 令和6年7月29日(月)から同年8月6日(火)までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 第3回の審査 令和6年10月7日(月)から同月16日(水)までの日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

6 問合せ先および審査申請書用紙の請求先 滋賀県警察本部交通部運転免許課 守山市木浜町2294番地(電話 077-585-1255)

審査申請書用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「指導員等審査申請書用紙請求」と朱書きし、返信用切手84円分を同封すること。

7 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知等 受審者に対して郵便等により審査結果を通知するとともに、合格者に対しては合格通知書を送付する。

(2) 審査結果の提供 審査結果については、次に定めるところにより、口頭による提供の求めを行うことができる。

ア 受付の期間および時間 審査結果の通知の日から1か月間(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付および提供場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

ウ 持参するもの 審査結果通知書および運転免許証

エ 提供内容 審査細目ごとの得点

オ その他 提供の求めを行うことができる者は、受験者本人に限る。また、電話による審査結果の提供を受けることはできない。